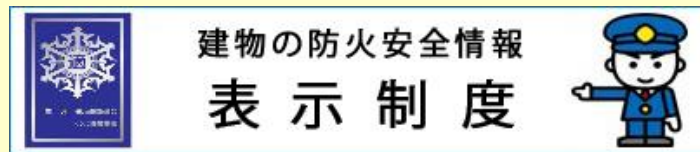


# ホテル・旅館等に係る『表示制度』が始まりました



表示制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、『表示マーク』を交付する制度です。消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的としています。

## 平成26年4月1日から、消防機関での受付・審査を開始しました。




### 『対象となる建物』

3階建て以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等  
(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む)

申請に基づき消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に定められた防火安全等の基準に適合している場合に、消防機関から交付された表示マークを掲出できるものです。当消防本部では、次のホテル・旅館に交付しました。

### ◆表示マークを交付しているホテル・旅館◆

平成 28 年 8 月 1 日現在



No.	交付先	所在地	種別	交付日
1	甲府ワシントンホテルプラザ	甲府市中央四丁目3番5号 柳町4Eビル	銀	H26. 9.1
2	ドーマーイン甲府	甲府市中央一丁目14番3号	銀	H26.11.1
3	東横INN甲府駅南口I	甲府市丸の内一丁目13番20号	銀	H26.12.1
4	甲府富士屋ホテル	甲府市湯村三丁目2番30号	銀	H27. 7.1
5	東横INN甲府駅南口II	甲府市丸の内二丁目3番2号	銀	H28. 8.1

収容人員が30名未満または2階建て以下の表示マーク制度の対象とならないホテル・旅館等については、関係者からの申請に基づき審査を行い、防火安全等の基準に適合している場合に「表示制度対象外施設通知書」を交付します。

【問い合わせ先】 予防課 査察企画係 055-222-1284